

我孫子市水道局告示第6号

令和4年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和3年11月22日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖

1 我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2,420	26	高級船員	3,050
2	普通作業員	2,050	27	普通船員	2,410
3	軽作業員	1,490	28	潜水士	4,010
4	造園工	2,160	29	潜水連絡員	2,920
5	法面工	2,570	30	潜水送気員	2,870
6	とび工	2,820	31	山林砂防工	2,690
7	石工	2,750	32	軌道工	4,900
8	ブロック工	2,530	33	型わく工	2,540
9	電工	2,360	34	大工	2,560
10	鉄筋工	2,810	35	左官	2,730
11	鉄骨工	2,500	36	配管工	2,300
12	塗装工	2,780	37	はつり工	2,510
13	溶接工	2,940	38	防水工	2,900
14	運転手（特殊）	2,440	39	板金工	2,860
15	運転手（一般）	2,160	40	サッシ工	2,560
16	潜かん工	3,040	41	内装工	2,780
17	潜かん世話役	3,580	42	ガラス工	2,570
18	さく岩工	3,090	43	ダクト工	2,260
19	トンネル特殊工	3,020	44	保温工	2,270
20	トンネル作業員	2,480	45	設備機械工	2,300
21	トンネル世話役	3,380	46	交通誘導警備員A	1,510
22	橋りょう特殊工	3,060	47	交通誘導警備員B	1,350
23	橋りょう塗装工	3,120			
24	橋りょう世話役	3,510			
25	土木一般世話役	2,480			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1,043円（1時間当り）
---------	---------------

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	957円（1時間当り）
---------	-------------